

佐那河内村空き家情報活用制度「空き家BANK」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐那河内村における空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報活用制度「空き家BANK」（以下「空き家BANK」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）村内に存在する住宅をいう。
- (2) 所有者等とは、当該空き家に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家利用希望者とは、村内に定住する希望があり空き家を探している者をいう。
- (4) 空き家BANKとは、佐那河内村内に既存する空き家になった住宅（空き家となる予定の住宅を含む。）に関し、賃貸若しくは売却を希望する所有者等及び空き家利用希望者に関する登録を通して、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対し、情報提供を行うシステムのことをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家BANK以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申請等)

第4条 空き家BANKによる空き家に関する情報登録を受けようとする所有者等は、空き家BANK登録申請書（様式第1号）に空き家BANK登録カード（様式第2号）を添えて村長に届出なければならない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、空き家BANK登録台帳に登録しなければならない。
- 3 前項の規定により空き家BANK登録台帳に登録された者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家BANK登録変更申請書（様式第3号）に登録事項の変更内容を記載した空き家BANK登録カード（様式第2号）を添えて、村長に届出なければならない。
- 4 空き家登録者は、空き家BANK登録台帳の登録事項を抹消しよとするときは、速やかに空き家BANK登録抹消申請書（様式第4号）を村長に届出なければならない。

(空き家利用希望者の登録申請等)

- 第5条 空き家BANKによる空き家に関する情報提供を受けようとする空き家利用希望者は、空き家利用希望者登録申請書（様式第5号）を村長に届出なければならない。
- 2 村長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、空き家BANK利用希望者登録台帳に登録しなければならない。
- 3 空き家BANK利用希望者登録台帳に登録された空き家利用希望者（以下「利用希望登録者」という。）が、登録事項を抹消しようとする場合は、速やかに空き家BANK利用希望登録者抹消申請書（様式第6号）を村長に届出なければならない。

（空き家の紹介等）

- 第7条 村長は、必要に応じて、利用希望登録者に対して、空き家BANK登録カードに記載された情報を提供するものとする。
- 2 村長は、空き家登録者と空き家利用希望登録者の間で行われる貸貸借及び売買に関する交渉及び契約等については、直接これに関与しないものとする。

（その他）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。